

利用上の注意

1. 「燕市の商業統計調査結果 総括表」「地区別総括表」は、商業統計確報集計結果および経済センサス-活動調査確報集計結果（卸売業、小売業）を基に、本市独自集計により取りまとめたもので、総務省・経済産業省および新潟県の公表する数値と一致しない場合があります。

2. 商業統計調査は、平成9年までは3年ごとの実施でしたが、それ以降は5年ごとに実施し、その中間年に簡易調査を実施しました。また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することになりました。

商業統計調査、経済センサス-活動調査の調査期日は以下のとおりです。

(1) 商業統計調査

調査年次	調査期日	調査年次	調査期日	調査年次	調査期日
昭和54年	6月1日	平成3年	7月1日	平成14年	6月1日
昭和57年	6月1日	平成6年	7月1日	平成16年(注1)	6月1日
昭和60年	5月1日	平成9年	6月1日	平成19年	6月1日
昭和63年	6月1日	平成11年(注1)	7月1日	平成26年	7月1日

(注1)平成11年・16年は簡易調査

(2) 経済センサス-活動調査

調査年次	調査期日	調査年次	調査期日	調査年次	調査期日
平成24年	2月1日	平成28年	6月1日	令和3年	6月1日

3. 集計項目の定義は以下のとおりです。

(1) 事業所数は、調査期日現在の数字です。なお、事業所とは、原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所の数をいいます。

(2) 従業者数は、調査期日現在の数字です。個人業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者の計をいい、臨時雇用者は含まれていません。

(3) 年間商品販売額は、以下の期間の1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。令和3年の年間商品販売額は、個人経営は含まない。

(a) 商業統計調査

調査年次	期間	調査年次	期間
昭和 54 年	昭和 53 年 6 月 1 日～ 昭和 54 年 5 月 31 日	平成 9 年	平成 8 年 6 月 1 日～ 平成 9 年 5 月 31 日
昭和 57 年	昭和 56 年 7 月 1 日～ 昭和 57 年 6 月 30 日	平成 11 年	平成 10 年 4 月 1 日～ 平成 11 年 3 月 31 日
昭和 60 年	昭和 59 年 5 月 1 日～ 昭和 60 年 4 月 30 日	平成 14 年	平成 13 年 4 月 1 日～ 平成 14 年 3 月 31 日
昭和 63 年	昭和 62 年 6 月 1 日～ 昭和 63 年 5 月 31 日	平成 16 年	平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 16 年 3 月 31 日
平成 3 年	平成 2 年 6 月 1 日～ 平成 3 年 5 月 31 日	平成 19 年	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日
平成 6 年	平成 5 年 7 月 1 日～ 平成 6 年 6 月 30 日	平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日

(b) 経済センサス-活動調査

調査年次	期間	調査年次	期間
平成 24 年	平成 23 年 1 月 1 日～ 平成 23 年 12 月 31 日	平成 28 年	平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 27 年 12 月 31 日
調査年次	期間		
令和 3 年	令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日		

※日本標準産業分類の第 12 回改定（平成 19 年 11 月）および調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の数値とそれより後の数値とは接続しません。

4. 日本標準産業分類の産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計しています。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

5. 表中の数値は四捨五入の関係で、総数と内訳の計が一致しない場合があります。